

## 第9期那須塩原市高齢者福祉計画策定支援業務委託に係る公募型

### プロポーザル選定委員会設置要領

#### (設置)

第1条 第9期那須塩原市高齢者福祉計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式による導入候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、第9期那須塩原市高齢者福祉計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 選定基準の作成
- (2) 参加申込者及びその者から提出された企画提案内容の評価
- (3) 導入候補者の選定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、導入候補者の決定に当たり委員長が必要と認める事項

#### (構成)

第3条 委員会は、委員長及び6人の委員で構成する。

2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 保健福祉部次長兼新型コロナウイルス感染症対策室長
- (2) 社会福祉課長
- (3) 高齢福祉課長
- (4) 国保年金課長
- (5) 健康増進課長
- (6) 那須塩原市社会福祉協議会黒磯支所長

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、緊急等やむを得ない事情により開催できない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(報告)

第5条 委員会は、選定結果について資料を添えて市長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年5月11日から施行する。

(廃止)

2 この要領は、導入業者決定の日をもって廃止する。